

マイナンバーの届出にご協力ください

「マイナンバー制度」の開始に伴い、労働金庫は、法令等にもとづき、マイナンバーの届出へのご協力を
お願いしています。届出の際には、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カードおよび
運転免許証などの本人確認書類」などが必要です。

マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤」
として導入された制度で、2016 年 1 月から開始されました。

マイナンバー制度により、住民票を有する個人には 12 桁の「マイナンバー（個人番号）」が、日本で設立
の登記をしている法人等には 13 桁の「法人番号」が付番され、その番号は、社会保障や税、災害対策の
分野で活用されることとなりました。

「マイナンバー」は、2015 年 10 月から郵送により通知されており、原則として、一生同じ番号を使いま
す。制度を悪用した詐欺などには十分注意し、大切に扱しましょう。

なお、「法人番号」は、2015 年 10 月から郵送により通知されているほか、国税庁ウェブサイト「法人番号
公表サイト」において公表されています。

「ろうきん」とマイナンバー制度って関係あるの？

マイナンバーは、法令で定められた目的以外では利用することができません。

ろうきんは、所得税法などの定めにもとづき、投資信託をはじめとする証券取引
や出資配当金の支払いなどに関する法定書類（税務当局に提出する書類）の作成
などに、マイナンバーを利用します。

また、2018 年 1 月からは、国税通則法などの定めにもとづき、預貯金口座に係るお客さまの情報とマイナ
ンバーを紐付けて管理すること（いわゆる「預貯金口座付番」）が義務づけられており、金融機関が万が一
破たんしたときに預貯金の円滑な払い戻しを行う際やこれまでも行われてきた行政機関などによる税
務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うために利用します。

なお、法人については、マイナンバーの代わりに法人番号を利用します。



どんなときにマイナンバーの届出を求められるの？

ろうきんは、2018 年 1 月からはじまる預貯金口座付番に対応するため、ほとんどの取引においてマイ
ナンバーの届出へのご協力をお願いすることになります。

2018 年 1 月以降、お客さまにマイナンバー・法人番号の届出をお願いする取引

個人のお客さま	法人のお客さま
次の取引時にマイナンバーの届出をお願いします。（届出は任意です）	
・新たに口座を開設されるお客さま … 新規口座開設時	
・既に口座をお持ちのお客さま … 店頭での各種手続時やご相談等での対応時	

マイナンバー・法人番号の提示が必要な主な取引

個人のお客さま	法人のお客さま
・投資信託・公共債など証券取引全般 （N I S A 口座・特定口座の開設も対象）	・預金（定期・通知預金など）
・マル優・マル特の適用 など	・投資信託・公共債など証券取引全般
	・出資金 など

（注）住所や氏名など、届出いただいている情報の変更手続きをされる場合には、マイナンバーの届出をお願いする場合があります。

マイナンバーの届出には、どんな書類が必要なの？

個人のお客さま

マイナンバーを
届出いただく際に 必要となる書類

マイナンバーカード

もしくは

通知カード

または

住民票の写し
(マイナンバーあり)

+

運転免許証などの本人確認書類※1

法人のお客さま

法人番号を
届出いただく際に 必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの
法人情報画面を印刷したもの

または

法人番号 指定通知書

+

登記事項証明書などの
法人確認書類※2

※1 顔写真付きのもの（運転免許証、パスポートや在留カードなど）であれば 1 点、
顔写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）であれば 2 点

※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のあるろうきんにお問い合わせください。

※ 2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のあるろうきんにお問い合わせください。